

青森県報

第四千二百九十二号

平成二十九年
四月二十六日
(水曜日)

目次

○ 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課) ……
○ 基本測量の終了……………	(監理課) ……
○ 公共測量の終了……………	(同) ……
○ 右 同……………	(同) ……
○ 右 同……………	(同) ……
○ 道路の区域の変更……………	(道路課) ……
○ 道路の供用の開始……………	(同) ……
公 告	
○ 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(商工政策課) ……
○ 建設業者の許可の取消し……………	(東青地域 県民局) ……
○ 右 同……………	(中南地域 県民局) ……
○ 右 同……………	(同) ……
出先機関	
○ 土地改良事業の工事の完了……………	(東青地域 県民局) ……
○ 右 同……………	(上北地域 県民局) ……
公営企業	
○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………	(病院 管理課) ……

告 示

青森県告示第三百六十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二九 碓谷 励	奥戸区域 奥戸漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あって、主とし ていかつり漁業 であつて甲の地 区の方が行う漁 業
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二〇〇 菊池 則憲	うち甲の地区 大間町大字 奥戸字奥戸 村、字向町、 字浜町通、字 館ノ上の区域	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あって、主とし て一本釣漁業で あつて甲の地区 の方が行う漁業
下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四二七の二 小谷 幸夫		
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一九九 柴田 正喜		

青森県告示第三百六十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）

二 作業期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 作業地域

青森県内全域

青森県告示第三百六十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

六ヶ所村

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

平成二十八年七月二十六日から平成二十九年三月二十四日まで

四 測量の地域

上北郡六ヶ所村

青森県告示第三百六十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（空中写真測量・写真地図作成）

三 測量の期間

平成二十八年八月十八日から平成二十九年三月十五日まで

四 測量の地域

八戸市地内

青森県告示第三百六十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

南部町

二 測量の種類

公共測量（空中写真測量・写真地図作成）

三 測量の期間

平成二十八年九月十五日から平成二十九年三月十五日まで

四 測量の地域

三戸郡南部町地内

青森県告示第三百六十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

5	4	3	2	1	1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
										後	前			
県道	県道	県道	県道	国道	1		道路	一〇三号	青森市大字雲谷字山吹一七八の五から 青森市大字雲谷字山吹一八一の二まで	後	前	一五・八〇メートルから 一五・一〇メートルまで	一六六・五〇メートル	
線	内線	線	線	線	2		道路	鱒ヶ沢蟹田	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本八一の八七まで 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国谷田二二三の六から	後	前	三〇・七二メートルから 三八・一〇メートルまで	六九八・二二メートル	
					3		道路	鱒ヶ沢蟹田	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国谷田二二三の六から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国谷田五〇の一まで	後	前	一四・五三メートルから 一四・九二メートルまで	一二四・五四メートル	
					4		道路	青森環状野内線	青森市大字戸山字荒井一六の九から 青森市大字戸山字荒井一六の九まで	後	前	一〇・七六メートルから 一〇・八八メートルまで	四九・三六メートル	
					5		道路	久栗坂造道線	青森市大字野内字菊川七〇の六から 青森市大字野内字菊川五二の二まで	後	前	一〇・八〇メートルから 一一・五九メートルまで	一一四・五一メートル	
										後	前	一一・六〇メートルから 一二・二五メートルまで	一一四・五一メートル	

青森県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

- 一 階上町
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真測量・写真地図作成）
- 三 測量の期間
平成二十八年九月二十七日から平成二十九年三月十五日まで
- 四 測量の地域
三戸郡階上町地内



道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年五月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年五月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道一〇三号	青森市大字雲谷字山吹一七八の五から青森市大字雲谷字山吹一八一の二まで	平成二九・四・二六
県道鱒ヶ沢蟹田線	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師火箱沢二九の三から東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本八一の八七まで	〃
	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国谷田二一三の六から東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国谷田五〇の一まで	〃
県道青森環状野内線	青森市大字戸山字荒井一六の九から青森市大字戸山字荒井一六の九まで	〃
県道久栗坂造道線	青森市大字野内字菊川七〇の六から青森市大字野内字菊川五二の二まで	〃

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町

村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア新城店

青森市大字新城字平岡一七四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
前田商事株式会社
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田知世

三 青森市の意見の概要

当該店舗に接する歩道は、新城中央小学校及び新城中学校の通学路であることから、登下校時における児童生徒の安全確保について、配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし
意見書の縦覧

五 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間
平成二十九年四月二十六日から同年五月二十六日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社LMS

二 代表者の氏名 三戸孝

三 主たる営業所の所在地 青森市奥野二丁目二六の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第一〇〇三七一号

五 取消年月日 平成二十九年三月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道

施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年三月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 丸五鳶工業

二 氏名 五十嵐正利

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字中崎字川原田八二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第二〇〇三五九号

五 取消年月日 平成二十九年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届

出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社黒石開発

二 代表者の氏名 築館陽子

三 主たる営業所の所在地 黒石市松原一四八の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第四三二三号

五 取消年月日 平成二十九年三月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年三月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十六日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

地区名	野 木	大別内金浜
県営土地改良事業の名称	農地集積加速化基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業
工事完了日	平成二六・三・二〇	二六・一・二六

土地改良事業の工事の完了

北三沢地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十六日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

- 一 県営土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業

- 二 工事完了年月日

平成二十九年三月二十四日

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量

青森県立中央病院重油（JIS一種二号）供給単価契約一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

- 三 契約の方法

一般競争入札

- 四 落札者を決定した日

平成二十九年三月二十八日

- 五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森販売支店

青森市勝田二丁目二の一八

- 六 落札金額

一リットル 五十四円八十六銭四厘

- 七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者としたものである。

- 八 入札の公告を行った日

平成二十九年二月十五日

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------